

第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1節 総則

南海トラフ地震に伴う被害の発生に対して、「人命を守る」ことを最大の目標に、できる限り被害を減少させるという「減災」の考え方にに基づき、住民、区等の地域、防災関係機関がとるべき基本的事項を定める。

第1 推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴う円滑な避難の確保に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設その他南海トラフ地震に係る地震防災上必要な対策に係る事項等を定め、本町における地震防災対策の推進を図ることによって、被害を最小限に軽減することを目的とする。

第2 計画の基本方針

- (1) 本町は、平成15年12月17日に内閣府告示第288号で奈良県の全市町村の区域が推進地域に指定されたことを受け、大淀町全域を対象としてその対策を推進してきた。
- (2) こうした状況の下、平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震では、従来の想定をはるかに超える巨大な地震・津波が発生し、戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害がもたらされた。このため、国では、平成23年8月に内閣府に「南海トラフの巨大地震モデル検討会」を設置し、「あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波」の検討を行い、関東から四国・九州にかけての極めて広い範囲で強い揺れと巨大な津波が想定されることとなった。
- (3) 国の想定によると、南海トラフ沿いで発生する最大クラスの巨大地震は、千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低いが、仮に発生すれば、西日本を中心に、東日本大震災を越える甚大な人的・物的被害をもたらすとともに、我が国全体の国民生活・経済活動に極めて深刻な影響が生じる、まさに国難とも言える巨大災害になるとされており、また、本県においても最大で死者数約1,700名など、多大な被害をもたらすおそれがあるとされている。
- (4) この計画は、南海トラフ地震の発生に伴う被害の発生に対して、「人命を守る」ことを最大の目標に、住民一人一人ができる限り被害を減少させるよう「減災」の考え方に基づいて「自助」の取り組みを推進するとともに、地域や事業所等における「共助」の取り組みを促進し、県及び町による「公助」との連携・協働を図るため、住民、区等の地域及び防災関係機関のとるべき基本的事項を定める。
- (5) 南海トラフ巨大地震による被害は超広域にわたり甚大であることから、近隣の被災自治体や被災地域外の自治体との応援・受援が限定的にならざるを得ず、まずは自立した災害対応を行うことが必要であり、次の点に留意しながら、本計画の推進を図る。
 - ア 近隣府県において津波等による大規模な被害が想定されることから、国や他自治体等からの支援が期待できない場合も考え、まずは自立した災害対応を行うことが必要である。なお、本県の被害が比較的軽微な場合は、沿岸部など被害の甚大な近隣府県への支援を行う。国の想定によると、震源地によって全国の被害の程度や様相は大きく異なる。また、現在の科学的知

見では、南海トラフ巨大地震の発生時期・場所・規模の確度高い予測は不可能である。そのため、県が大きな被害を受け、他自治体等より支援を受ける（受援側になる）場合や、より被害が大きいため他自治体等を支援する側となる場合があることを想定した対応を行うとともに、発生の可能性が高まっている旨の評価がなされた場合、地震発生に備えた防災行動を取り、被害の軽減に努める。

イ 第2次奈良県地震被害想定調査において最大の被害が想定されている直下型地震の被害想定は、国の南海トラフ地震の被害想定を上回っており、県内で想定される被害に対しては、住宅の耐震化や県有建築物の耐震化促進など、これまでの地震防災対策を着実に進めることとしており、本町もこれを踏まえて地震防災対策を推進する。

ウ 突発的な地震に備えた対策を日頃から進めていくことが重要であり、住民一人ひとりが「自助」に基づき、災害リスクに対する理解を深め、住民主体でより安全な防災行動を選択することができるよう、県や町がその支援を行う。

イ 計画的かつ早急な予防対策の推進

政府地震調査研究推進本部地震調査委員会における長期評価によると、今後30年以内にマグニチュード8～9クラスの地震が発生する確率は70～80%に達すると評価されており（2021年1月1日現在）、計画的かつ早急な事前防災対策が必要である。

ウ 南海トラフ地震の時間差発生による災害の拡大防止

過去に南海トラフ沿いで発生した大規模地震を見ると、数時間から数日、あるいは約2年間の間隔をおいて発生している場合も見受けられる。

また、東日本大震災においても本震の約1ヶ月後にマグニチュード7.2の引き続く地震が発生し、復旧を遅らせたという事実もあるように、複数の地震が時間差で発生する可能性があることを考慮し、応急活動、避難者保護、復旧活動における注意喚起等の対策の検討が必要である。

(6) この計画は、大淀町地域防災計画第6編とし、この計画に記載のない南海トラフ地震に係る地震防災対策については、「第1編 総則」、「第2編 災害予防計画」、「第4編 地震災害応急対策計画」、「第5編 災害復旧・復興計画」に基づき実施する。

第3 防災関係機関が行う事務又は業務の大綱

町地域防災計画第1編第5章「防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱」を準用する。

第2節 南海トラフ地震臨時情報

第1 地震の時間差発生による災害の拡大防止

- 1 過去に南海トラフ沿いで発生した大規模地震を見ると、数時間から数日、あるいは約2年間の間隔において発生している場合も見受けられる。また、東日本大震災においても本震の約1ヶ月後にマグニチュード7.2の余震が発生し、復旧を遅らせたという事実もある。このように複数の地震が時間差で発生する可能性があることを考慮し、応急活動、避難者保護、復旧活動における注意喚起等の対策の検討が必要である。
- 2 気象庁が、①南海トラフ地震臨時情報（調査中）、②南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、③南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の情報を発表した場合には、時間差を置いた複数の地震発生等に備えて、災害応急対策を実施する。

第2 南海トラフ地震臨時情報の発表

1 臨時情報について

南海トラフ巨大地震の想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたマグニチュード6.8程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した場合、大規模地震発生との関連性について調査を開始する、「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表される。

これらの地震又は現象が発生した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震を、以下「後発地震」と称する。なお、後発地震発生の可能性は最初の地震発生直後ほど高く、時間とともに減少する。

2 後発地震について

世界の事例では、マグニチュード8.0以上の地震発生後に隣接領域で1週間以内に同クラス以上の地震が発生する頻度は十数回に1回とされている。また、マグニチュード7.0以上の地震発生後に同じ領域で1週間以内にマグニチュード8.0クラス以上の地震が発生する頻度は数百回に1回程度とされている。

3 南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表後、気象庁に設置された「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」における評価を踏まえ、以下の情報が発表される。

（1）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価が出された場合、後発地震の可能性が平常時と比べて相対的に高まっている旨を示す。

（2）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

①南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でマグニチュード7.0以上8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲で、マグニチュード7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地域は除く）が発生もしくは、②南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたと評価が出された場合、後発地震の可能性が平常時と比べて相対的に高まっている旨を示す。

（3）南海トラフ地震臨時情報（調査終了）

上記2つの臨時情報のいずれの発表条件も満たさなかった場合、その旨を示す。

4 臨時情報の発表に対する警戒等措置

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

対象とする後発地震に対して、後発地震発生の可能性と社会的な受忍の限度を踏まえ、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるマグニチュード8.0以上の地震の発生から1週間（対象地震発生から168時間経過した以降の正時までの期間、以下同じ。）、警戒する措置をとる。

また、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるマグニチュード8.0以上の地震の発生から1週間を経過した後は、後発地震に対して警戒する措置は原則解除するものとし、さらに1週間（対象地震発生から336時間経過した以降の正時までの期間、以下同じ。）、注意する措置をとる。なお、それを経過した後は、後発地震に対して注意する措置は原則解除する。

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

対象とする後発地震に対して、後発地震発生の可能性を踏まえ、①南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でマグニチュード7.0以上8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲で、マグニチュード7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地域は除く）の発生から1週間（対象地震発生から168時間経過した以降の正時までの期間、以下同じ。）もしくは、②南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、通常と異なる変化が観測されていた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの間、注意する措置をとる。なお、それを経過した後は、後発地震に対して注意する措置は原則解除する。

(3) 後発地震に対して警戒・注意する措置等の例

町は県とともに、明らかに被災するリスクが高い事項について回避する防災対応をとり、県全体としては後発地震に備えつつ通常の社会活動をできるだけ維持することに留意する。

①日頃からの地震の備えの再確認

a. 家具等の固定

ただし、地震の規模によっては家具等の固定をしていても転倒するおそれがあり、固定が必ずしも万能でないことに留意する。

b. 避難場所・避難経路の確認

c. 家族等との安否確認手段の取り決め

d. 家庭等における備蓄の確認

②行政機関、企業等における情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検

(4) 必要な体制の確保

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合は、その程度に応じて災害対策本部等を設置するなど、必要な体制を確保する。

5 必要な情報の伝達・周知等

(1) 県及び町等は、次の内容等を正確かつ迅速に防災関係機関等及び住民に伝達する。

①南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容

②国からの指示、国民に対する周知及び呼びかけの内容

(2) 県及び町は、人命救助・被災地への物資支援等に取り組むため、交通、物流等をはじめとする企業に対して、あらかじめ定めた計画に基づいて企業活動にあたるよう周知する。

(3) 県及び町等は、後発地震に対する警戒及び注意する措置の実施に当たり、相互に情報共有を図るとともに、密接な連携をとりながら、実態に即応した効果的な措置を講ずることに努める。

第3 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項

1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等

町は、気象庁が南海トラフ地震臨時情報（調査中）を発表した場合、必要に応じて担当職員の緊急参集、情報の収集及び共有、地域住民等に密接に関係のある事項に関する通知、その他必要な措置を行う。

なお、その情報伝達の経路、体制及び方法については、「第4編 地震災害応急対策計画 第2章 発災時の対応 第1節 組織体制～第3節 情報の収集・伝達」に準じる。

第4 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項

1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達

- (1) 情報伝達の経路、体制及び方法については、「第4編 地震災害応急対策計画 第2章 発災時の対応 第1節 組織体制～第3節 情報の収集・伝達」に準じる。
- (2) 住民に対して情報伝達を行う際には、具体的にとるべき行動をあわせて示すこと等に配慮する。なお、外国人等特に配慮を要する者に対する情報伝達については、多言語・やさしい日本語等を用いた様々な周知手段を活用するよう努める。
- (3) 町は、状況の変化等に応じて必要な情報を逐次伝達するために必要な措置を講じるとともに、地域住民等が正確に理解できる平明な表現を用い、反復継続して行うよう努める。
- (4) 周知については、冷静な対応を行うよう呼びかけるとともに、住民に密接に関係のある事項について周知する。また問合せに対応できるよう、窓口等の体制を整備する。

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等

町は、災害応急対策の実施状況や諸般の状況を具体的に把握するため、各種情報の収集体制を整備する。また、これらの情報が正確かつ迅速に災害対策本部等に集約するために必要な措置をとる。

第3節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

第1 奈良県地震防災緊急事業五箇年計画

「第2編 災害予防計画 第3章 災害に強いまちづくり 第9節 地震防災緊急事業5箇年計画の推進」に準じる。

第4節 防災訓練計画等

第1 防災訓練計画

「第2編 災害予防計画 第2章 住民等の防災活動の促進 第2節 防災訓練の実施」に準じる。

第5節 地震防災上必要な防災知識の普及計画

第1 職員に対する防災知識の普及

「第2編 災害予防計画 第2章 住民等の防災活動の促進 第1節 防災知識の普及」に準じるほか、次の事項についての研修受講等を促進する。

- 1 南海トラフ沿いで発生した既往地震及びその被害の歴史に関する知識
- 2 南海トラフ沿いで発生する地震等に伴い発生するおそれのある活断層地震に関する知識
- 3 南海トラフ沿いで発生する地震等に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- 4 南海トラフ沿いで発生する地震等に伴い発生すると予想される被害に関する知識で、特に、次の点に留意したもの
 - (1) 広域かつ甚大な人的被害、建物被害、ライフライン・インフラ被害
 - (2) 膨大な数の避難者の発生
 - (3) 被災地内外にわたる全国的な生産・サービス活動への多大な影響
 - (4) 被災地内外の食料、飲料水、生活物資の不足
 - (5) 電力・燃料等のエネルギー不足
 - (6) 帰宅困難者や多数の孤立集落の発生
 - (7) 復旧・復興の長期化

第2 住民に対する防災知識の普及

「第2編 災害予防計画 第2章 住民等の防災活動の促進 第1節 防災知識の普及」に準じる。

第3 学校教育における地震防災上必要な防災知識の普及計画

「第2編 災害予防計画 第2章 住民等の防災活動の促進 第1節 防災知識の普及」に準じる。

第4 防災上重要な施設管理者に対する防災知識の普及

「第2編 災害予防計画 第2章 住民等の防災活動の促進 第1節 防災知識の普及」に準じる。

第6節 地域防災力の向上に関する計画

第1 自主防災組織の災害対応能力の向上

「第2編 災害予防計画 第2章 住民等の防災活動の促進 第3節 自主防災体制の整備」に準じる。

第2 事業所等の災害対応能力の向上

「第2編 災害予防計画 第2章 住民等の防災活動の促進 第3節 自主防災体制の整備」に準じる。

第3 常備消防力の強化等

「第3編 災害予防計画 第3章 災害に強いまちづくり 第8節 火災予防対策の推進」に準じる。

第7節 広域かつ甚大な被害への備え

第1 建築物の耐震性の確保

「第2編 災害予防計画 第3章 災害に強いまちづくり 第2節 建築物等の安全対策の推進」に準じる。

第2 長周期地震動対策

南海トラフ巨大地震は、震源域が非常に広範囲に及び、地盤の軟弱な地域では、地盤の固有周期に応じて地震波の長周期成分が増幅され、継続時間が長くなることが確認されている。また、地震波の伝播の仕方によってこのような長周期地震動が増幅されることがあり、高層建築物や長大橋等の構造物が、長周期地震動により共振し、被害を受けるおそれがある。

このため、県その他の防災関係機関と連携して、このような長周期地震動の構造物に及ぼす影響について、今後の、国等の調査研究成果に基づき、新たな対策の必要性を検討する。

第3 斜面崩壊

「第2編 災害予防計画 第3章 災害に強いまちづくり 第7節 地盤災害予防対策の推進」に準じる。

第4 時間差発生による災害の拡大防止

1 地震の時間差発生による災害の拡大防止

過去に南海トラフ沿いで発生した大規模な地震を見ると、1854年の安政東海地震・安政南海地震では32時間の間隔で発生し、1944年の東南海地震と1946年の南海地震は約2年間の間隔をおいて発生している。また、東日本大震災においても本震の約1ヶ月後にマグニチュード7.2の余震が発生し、復旧を遅らせたという事実もある。このように複数の大規模な地震が、数時間から数年の時間差で発生する可能性があることを考慮し、町及び防災関係機関は、応急活動、避難者保護、復旧活動における注意喚起等を行うとともに、地震が連続発生した場合に生じる危険について広報するなど住民意識の啓発に努める。

2 応急危険度判定の迅速な実施

「第2編 災害予防計画 第3章 災害に強いまちづくり 第14節 二次災害防止体制の整備」に準じる。

第5 帰宅困難者対策

「第2編 災害予防計画 第1章 住民避難 第2節 帰宅困難者支援体制の整備」に準じる。

第6 文化財保護対策

「第2編 災害予防計画 第4章 災害に備えた防災体制の確立 第12節 文化財の保護対策」

に準じる。

第8節 地震発生時の応急対策等

第1 災害対策本部等の設置

「第4編 地震災害応急対策計画 第2章 発災時の対応 第1節 組織体制」に準じる。

第2 地震発生時の応急対策

「第4編 地震災害応急対策計画 第2章 発災時の対応 第3節 情報の収集・伝達」に準じる。

第3 他機関に対する応援要請

「第4編 地震災害応急対策計画 第2章 発災時の対応 第6節 応援の要請・受入れ」に準じる。

第9節 消火活動計画

第1 出火防止・初期消火

「第4編 地震災害応急対策計画 第2章 発災時の対応 第12節 大規模火災対策」に準じる。

第2 消防活動

「第4編 地震災害応急対策計画 第2章 発災時の対応 第12節 大規模火災対策」に準じる。

第3 相互応援協定

「第4編 地震災害応急対策計画 第2章 発災時の対応 第12節 大規模火災対策」に準じる。

第10節 保健医療活動計画

第1 保健医療活動

「第4編 地震災害応急対策計画 第2章 発災時の対応 第14節 医療救護活動」に準じる。

第2 医療機関への支援

「第4編 地震災害応急対策計画 第2章 発災時の対応 第14節 医療救護活動」に準じる。

第3 要継続的医療支援者（人工透析患者、人工呼吸器使用者等）への支援

「第4編 地震災害応急対策計画 第2章 発災時の対応 第14節 医療救護活動」に準じる。

第4 保健医療活動にかかる受援体制の整備

「第4編 地震災害応急対策計画 第2章 発災時の対応 第14節 医療救護活動」に準じる。

第5 後方医療体制の整備及び傷病者の搬送

「第4編 地震災害応急対策計画 第2章 発災時の対応 第14節 医療救護活動」に準じる。

第6 災害時における医薬品等の供給体制

「第4編 地震災害応急対策計画 第2章 発災時の対応 第14節 医療救護活動」に準じる。

第7 保健師等による健康管理に関する活動

「第4編 地震災害応急対策計画 第2章 発災時の対応 第14節 医療救護活動」に準じる。

第8 精神障がい者及びメンタルヘルスに関する活動

「第4編 地震災害応急対策計画 第2章 発災時の対応 第14節 医療救護活動」に準じる。

第9 医療関係機関・団体への協力要請

「第4編 地震災害応急対策計画 第2章 発災時の対応 第14節 医療救護活動」に準じる。

第11節 緊急輸送計画

第1 計画の基本方針

「第4編 地震災害応急対策計画 第2章 発災時の対応 第15節 交通規制・緊急輸送活動」に準じる。

第2 輸送力の確保

「第4編 地震災害応急対策計画 第2章 発災時の対応 第15節 交通規制・緊急輸送活動」に準じる。

第3 緊急輸送体制の確立

「第4編 地震災害応急対策計画 第2章 発災時の対応 第15節 交通規制・緊急輸送活動」に準じる。

第12節 防疫、保健衛生計画

第1 防疫体制

「第4編 地震災害応急対策計画 第2章 発災時の対応 第17節 防疫・保健衛生活動」に準じる。

第2 食品衛生対策

「第4編 地震災害応急対策計画 第2章 発災時の対応 第17節 防疫・保健衛生活動」に準じる。

第3 防疫・保健衛生用資機材の調達等

「第4編 地震災害応急対策計画 第2章 発災時の対応 第17節 防疫・保健衛生活動」に準じる。

第4 ペットの災害対策

「第4編 地震災害応急対策計画 第2章 発災時の対応 第17節 防疫・保健衛生活動」に準じる。

第5 生活衛生対策

「第4編 地震災害応急対策計画 第2章 発災時の対応 第17節 防疫・保健衛生活動」に準じる。

第13節 支援・受援体制の整備

第1 被災地への人的支援

「第2編 災害予防計画 第4章 災害に備えた防災体制の確立 第5節 支援・受援体制の整備」に準じる。

第14節 広域避難対策

第1 広域避難者の受け入れ体制の整備

「第2編 災害予防計画 第4章 災害に備えた防災体制の確立 第5節 支援・受援体制の整備」に準じる。

第2 広域避難者への対応

「第2編 災害予防計画 第4章 災害に備えた防災体制の確立 第5節 支援・受援体制の整備」に準じる。

第 15 節 物資等の確保

第 1 町、住民の役割分担

「第 2 編 災害予防計画 第 4 章 災害に備えた防災体制の確立 第 11 節 緊急物資確保供給体制の整備」に準じる。

第 2 平常時の物資調達

「第 2 編 災害予防計画 第 4 章 災害に備えた防災体制の確立 第 11 節 緊急物資確保供給体制の整備」に準じる。

第 3 平常時の報告

「第 2 編 災害予防計画 第 4 章 災害に備えた防災体制の確立 第 11 節 緊急物資確保供給体制の整備」に準じる。

第 4 食料備蓄率の向上

「第 2 編 災害予防計画 第 4 章 災害に備えた防災体制の確立 第 11 節 緊急物資確保供給体制の整備」に準じる。